

平安時代に於ける陰陽道の星祭について

岡安, 君枝 / Okayasu, Kimie

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

11

(開始ページ / Start Page)

61

(終了ページ / End Page)

68

(発行年 / Year)

1958-11-01

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00011853>

平安時代に於ける陰陽道の星祭について

岡 安 君 枝

一、支配階級の祈りとしての星祭

平安時代に於ける陰陽道の祭祓の発展の中に在って、その著しいものに星祭があつた。星祭は星辰に種々の供物を供し祭文を奏して星辰を祀る祭であつて、中国より伝えられた天文道の星辰崇拜の思想を根幹とし、律令制の崩壊期と云う当時の社会不安を背景として発展したものであつた。

「曆林問答集上」釈星第五に「或問 星何也答曰 張衡云、衆星万物之精 列布体生於地各有攸属 在野象物在野象官 在人象事 又居中央 謂北斗、天之極也」とある、この「象星は万物の精、於地各攸属」との星辰に対する考え方が、国家や又個人の招福や除災のために星を神格化して拝せしめたのであろう。

推古天皇の十年に僧観勒によつて曆道其他と共に天文道が伝えられた、そして天武天皇の四年春正月庚戌に始めて占星台が興され、それより星辰に対する観測が行われるようになった。そして大宝の律令が定められるに当つては、中務省の中に陰陽寮が設け

られて、その中に天文博士が置かれた、その天文博士は常に天文を観候し、五星以下の諸星に変異がある時は直ちに之を密奏する事をその職掌の一つにしていた。この様に我国の天文道の発足は陰陽道の中におかれ、その枠内に於てのみ育成された。従つてその星辰に対する思想も陰陽書の述べる所の迷信的な考えを出る事は出来なかつた。そして陰陽道が盛になるにつれて、星辰に対する迷信的な信仰も強まつていったのであつた。

天文博士による天文観候の星辰の変異の記録は持統六年の歳星にはじまつている。次いで填星、辰星、太白星、熒惑星、文昌星、老人星、客星等の出現変異が当時の史中に記録されている。

そしてこれらは単に、出現、変異の記録のみに上つてゐる。しかしそれがやがて律令制の崩壊という不安定な時代に遭遇してその社会不安が増大すると共に、その星辰思想も大きく変化していった。「衆星は万物の精 於地各有攸属」なりとする考え方はいよいよ強調され、天上に於ける諸星の変化は、地上に於ける変異の前ぶれなりと信ぜられ、競々としてその変化が観候されるに至つ

平安時代における陰陽道の星祭について

たのであった。

扶桑略記の延暦十四年三月庚戌の条に「勅禁祭北辰」とあり、都が長岡へそして又平安へと遷されていった延略の頃、早くも北斗を祀る祭が勅命によつて禁止されなければならぬ程、急速に普及されようとしていたのであった。この北辰を祈る祭は古く陰陽道と共に中国から伝えられた、即ち寛信の小野類秘抄別卷星抄によれば、天智天皇の三年五月に中臣連鎌子が大唐天文博士郭務悰より属星秘法を受け、帝近臣のために毎月二度この秘法を行い、又道鏡もこの法を行つて天平神護元年九月大政大臣に任ぜられたという事が記されている、天子の祈として、又榮達祈願の法として属星祭を行うことはこのように天智天皇の御代から行われたのであった。「又居中央、謂之北斗 天之枢也と北斗七星のある位置は天の中樞なり」と解され地上の天子の位になぞらえられた、そして更に又七星は「七星の枢機、万物の精命也」と考えられ、又「北斗有七星、天子有七政、斗者居陰布陽故称北斗」ともされ、北斗七星の星数の七は 七政の七に通ずるが故に、北斗七星は七政の守護神と考えられ支配者の祈とされた、宗教の介入によつて乱された政治に終止符をうつべく、新に都を平安に遷して政治の革新に乗り出した当時の施政者達は、国家鎮護を旨とした従来の奈良仏教に代つて、革新政治の守護神を、この北斗七星の上に求めていったのであらう、前にも述べたようにこの北斗を祀ることは、延暦十四年に一時勅によつて禁じられている、しかしその禁令にもかかわらずこの祭は当時の社会に益々普及されていたのであった、即ち、政治要略九十五引善家集に、貞観六年引削是雄、属星祭のため近江国介藤原有蔭の館に請ぜらるゝとことが見

えている、延略の禁から僅か七十余年を経た貞観の頃には、京中に於てばかりでなく地方にもこの祭が行われるようになっていたのであった。

都を平安に遷し政治改革の意気に燃える延略の施政者達には北辰崇拜の迷信性が、やがて社会に害を流すものであることが看破されたのであらう、しかしやがて密教が盛になり、仏教に於ける北斗崇拜の思想が伝えられるに及んで、陰陽道の北辰崇拜はその密教の星供の思想にたすけられて遂には朝廷の祭儀の中にまで取入つていたのであった。従来は祭祓の儀式には直接的には携ることのなかつた陰陽師達は、この北斗崇拜より発した属星祭を世に普及せしめることによりやがて他の祭祓の儀式をも自らの手によつて取行うようになっていった。

支配者の祈として朝廷に取入れられた北斗崇拜の思想は属星祭として、その祭が行われるだけでなく、四方拝の儀式の中に取入れられた、即ち「公事根源正月」の条に「四方拝といふ事はえで寅の時にすべらぎ属星を唱へ 天地四方山陵を拝し給ひ年災を払い、宝祚をも祈申さる儀にて侍にや（中略）属星を拝して災難をのぞく趣は 天地瑞祥志といふ書に見えたり」とあり、又「年中行事秘抄正月」には「寛平二年正月朔四方拝云々 向乾方拝後土及五星見雪雨時於射場有此事 又須鵲鳴畢見上見村上記」とある、四方拝に属星を拝することは宇多天皇の頃より行われ、年災を除し、皇位の安泰を祈るために行われたのであった。江次第に見られる、三月三日天皇が法燈を北斗に奉る御燈の儀式も又この思想のあらわれであらう。

当時の支配階級の中に深く浸透した北斗崇拜の思想は、独り属

星祭を盛ならしめたばかりでなく、日常の生活に於てもそれを押することが重んぜられた、中右記の寛治八年三月一日壬申の条には「早旦出向謝北辰」と書されて居り、又九条殿遺誡の文中にも「九起称、属星名号七遍」とあり、起床と共に北斗を拝する事が当時の貴族達の日課の第一とされていたことが窺い知られる、又台記康治三年四月九日庚寅の条に「齋戒今月分入夜向或所、北斗拜三月分」とあり、月例の行事としても北斗を拝する事が行われていた事を知ることが出来る。

この北斗崇拜の他に支配者の祈として宮廷に取入れられた陰陽道の星祭の一つに三元祭があった。三元祭は陰陽道の取行う祭事として延喜式に載せられている、それに依れば、「三元祭 神座九前」とあり、九星を祀るものと思われる。古事類苑に載せられた方輿秘伝集上の三元九星の説に依れば「通徳類情に曰、河洛は天地の秘をもたらず（中略）抑方輿の起例を論ずるに三之家九星を以て原とす、茲に天月徳及び陰陽貴人等は九星の生旺に乗じて其徳益々あるの趣既に五要奇書に述べるが如し（中略）彼の三元家九星は河洛の星名にして、一に始まり九に至り各五行の気備はりたるは既生剋必用の原にして即方輿の体なり（下略）とあり、即ち九星の生旺に乗じて以て其徳益々あると云う五要奇書の説によりこの三元祭は宮廷の祭として取上げられ、その祭神たる九星が河洛の星であるとの説から三元祭は三元河洛祓とも云われた、この三元河洛祓が応和三年難波七瀬で行われたことから七瀬祓の例が生じた、そして七瀬祓は次第に盛となり、一方三元祭の方は次第に姿を消したのであった。

「禁秘御抄下」御祈に「陰陽師御祭祓 属星、玄宮北極 太一

平安時代における陰陽道の星祭について

或三万六千神云々」とあり、属星祭も玄宮北極祭も又太一祭も共に星辰をその祭神とするものである、この様に平安時代に於ける宮廷では星祭が重視されたのであった。

二、招福・除災の祈りとしての星祭

前述のように平安初期に於ては革新政治の成功を祈る意味に於て北斗が盛に拝された。しかし平安も中期に入るに及んでその星辰思想の上にも一つの変化が生じて来た、それは急速に崩れ行く律令制社会の不安の増大の反映によるものであった、従来の祥瑞改元が実異改元の思想に転じようとした昌泰、延喜の頃その星辰思想の変化は生じて来た、即ち、扶桑略記の昌泰三年十一月十八日の条に「是歳老人星見 武蔵国強盜蜂起」と老人星の出現と地方の乱れを関連づけるような予告めいた記録が見られる、類聚国史七十四の延暦廿二年十一月戊寅の条に「元命荀曰、老人星者瑞星也 見則治平主寿」とあり、従来は治平主寿とあり従来は治平主寿の瑞祥なりとされた老人星の出現も、既に権力の傾き出した貴族達の暗い心にはそのまま卒直に瑞祥としては旺映なかつたのであらう、同じく扶桑略記の延喜元年八月廿九日戊申の条には、「依逆臣辛酉革命老人星事、改元之由」と記されている、三善清行の革命勘文が容れられて昌泰は延喜と改元されたのであった、清行は昌泰三年に於ける老人星と彗星の出現を併せて「先有除旧之象後有福寿之瑞 首尾相待 事驗易知」なりとして、それに更に辛酉革命の説と右大臣菅原道真貶謫の事を併せて旧を除し福寿を招げんため改元を主張したのであった、扶桑略記延喜九年十一

月七日乙亥の条には「今夜於神泉苑 有老人星祭事」とあり、老人星祭が初めて行われている、伊呂波字類抄抄には「老人星祭漢書仲秋紀三月忌範以御鏡老人星于閏南部」とあり、又月令庚辰八月には「老人星老人星于閏南部」とある、この祭は中国より伝えられたもので鏡を以て祭り福寿を祈るために行われた。以上のように昌泰、延喜の頃から福寿を招する意味に於て新に老人星が崇拝されるようになった、即ち律令制建直しの困難さを乗切ることの出来なかった当時の支配者達は福寿の招来を老人星崇拝の上に求めたのであった。

やがて時代が進むにつれ、招福のための星辰崇拝は次第に災異の徴としての星辰畏敬へと変じて行つた。沈滞し切つた平安中期の社会の中に於て明日への希望も失つてしまった人々の心は唯々予測しえぬ天変地異のみに競競として、その変異の予告を星辰の動きの上に求めて行つたのであった、そして彗星や彗惑星等を最もよく災異を告げるものとして深く畏敬した、玉葉治承二年正月十八日の条に「彗星者第一之変也 去年彗惑入大微 今年彗星見乱代之至以之可察云々 今夜公家有玄宮北極祭泰親朝臣奉仕之 彗星者第一之変也 去年彗惑入大微 今年彗星見 乱代之至 以之可察云々 但時晴、季弘、広元等申非彗星之由云々」と当時の人々からは彗星は第一之変、乱代の至りなりとして恐れられ、その出現に際してはその災変を除するため玄宮北極祭等が行われたのであった、康富記文安元年七月十二日の条によれば「武家彗星御祈事、是夜於從三位前宮内卿安倍有重卿私宅三万六千神祭在之、是月廿三日以来彗星出現之故也(下略)」と彗星の徴する災異のため三万六千神祭が行われている。

彗星を災異の徴とする思想を世に知らせたものは天延三年六月

主税頭兼助教中原朝臣以忠の奏する所の勘文であらう、その勘文によれば「瑞祥志云 彗星者天地之旗也 惡氣所生也、見則有兵喪凡彗星除旧布新守日謂更立生又云為大水飢乱 天文録云彗者去穢布新也、此去无直 而建有德也、又云 白彗見臣争權 主死不出一歳又云 天下大水 又云 出東方後軍有謀 人主死」とあり、彗星は惡氣の生ずる所なりとして、瑞祥志や天文録の述べる所の彗星の災を列記している、そしてこの様な天文勘文は天祿以後も屢々出されている、そしてその勘文の出される毎除災のための星祭はますます盛になっていったのであった。

彗星に次いで災変の徴として世に恐れられたのは彗惑星であった。和漢三才圖會天文によれば「彗惑火曜 和名災星 王於寅 死於戌」とあり、又晉書天文には「彗惑法便行無常 出則有兵 入則兵散以舍命 國 為乱 為賊 為疾 為喪 為饑、為兵」とあり、まさに災星の名のある所謂である、玉葉安元三年三月二十五日の条に「泰親朝臣来告云、彗惑已犯右執法星、猶定掩犯 先是犯在執法星了云々 左右大臣其慎共重云々(中略) 去年兩度犯此星 無幾程有超越之事、今度逆行又犯之 其灾重於去年、深所可懼慎也」とあり、彗惑星が左右執法星を覆うことを変事の起る前徴なりとして左右大臣は深い慎みをなすべきであるとしたのであった。そしてその災を除するため彗惑星祭が行われた又この祭は後に至つては「依怪異等事、被行御祈、属星 月曜 彗惑 災怪、泰山府君七座等御祭也」と吾妻鏡に見られるように、怪異を除するとして他の陰陽道の種々の祭と共に並び行われることもあった。

兵範記長安元年九月十九日の条に「自明曉三ヶ日被行辰星御祭、須夜陰被行也、而御精進 三ヶ日不予之間有其煩、仍每曉被行

之、且是陰陽師保榮所定申也、差侍一人 遣御鏡於保榮私宅勤行之、別個所送祭物(下略)」とあり、陰陽師の手によつて三日に亘り鏡をもつて祭物を供し曉の辰星が祭られている、辰星とは即ち水曜の事であり辰星祭は一名水曜祭とも言われていた。吾妻鏡貞応三年五月十八日の条に「炎旱御祈可被修祭礼否事、於奥州方、重有其沙汰 可為五竜祭敷之由 隠岐入道行西雖申之 於無勤行之例上 天地災變 属星水曜等御祭可宜之旨衆議云々」とあり、これによれば従来に於ける祈雨の祭としての五竜祭に代つて水曜祭等が建議されているのである。晉書^{十二}に依れば「辰星 北方冬水 智也 聽也 知虧聽失 逆冬令傷水氣(中略) 光明與月相建其国大水」とあり、この様に水氣に關係あるとの説から旱天の際に於ける祈雨の祈に適するものとされたのであらう。

左経記長元元年九月二十二日の条に「廿七行啓以前 於左衛門督家可行土公御祭并大散供之由召仰守道朝臣又仰可行月曜御祭之由申云、月曜御祭廿四日可行也、土公并大散供廿七行啓以前 可行也者 則分給物等 兼又作護等可打御在所之由仰守道了」とあり、皇后の行啓に際し土公を鎮め魔を散じる祭等と共に月が祭られている、この月曜祭は月を女主の象とする思想から行われたものであらう、即ち天延三年六月二十六日の星辰に関する勘文の中に「天文要録云 月者大陰精 女主之象也」とあり、天文要録の述べる所に従つて月は皇后の位を象徴するものとされている、そして又その勘文は「占云 月合畢 女主有疾大赦 又云月離畢大雨 又云犯左尾宮室有火 燒期八十日、又云犯南陽 有擾、賊臣謀 若辺將起 期二年」と月の徴する災異について述べている。そして又月蝕も不吉なものとされた、長秋記の永長元年

七月十六日の条に「夜月蝕皆既 天晴正規、依為当年星致慎 今夜不出仕 宿曜勘文云 本命曜并当年星也 近者百日之中 遠者十六ヶ月中病事口舌 其慎重者」とあり、月蝕に際し宿曜勘文の述べる所に従つて重き慎みなりとしている、又日蝕も懼れられた、中右記寛治八年三月一日の条に「奉仕熾盛光御修法 是依日蝕御祈也」と見られるように、日蝕に際しては熾盛光の修法が僧侶に手によつて行われた。

王葉承安三年八月廿五日の条に「歳星犯大微西蕃上将相去三寸所 天子御慎 又大臣慎又卅日以上 必有兵革大赦云々」との記が見られる、年穀の豊凶を知らせる星として知られた歳星の動きにも兵革の事を想像したのであった。

一名を長庚と云われた金星も陰陽道に於て大白神として祭られた、倭名類聚抄^二に「大白神 新撰陰陽書云、大白神^{比止}とある、大白神とは即ち「ひとひめぐり」と云われる方位の神のことなのである、金星は方位の神と考えられたのであった、玉葉元暦二年七月十三日の条に「天晴自今日大將祈二壇始之、普賢延命不動等也、又修大白星祭^{天文等土} 今日来示地震事(下略)」とあり、普賢延命 不動等の修法と共に大白星祭が行われている、又この金星については「新撰陰陽書云 大將軍者太白之精 天之上客 大一紫微宮方伯之神也」と精靈化しても考えられた、その精靈を大將軍と云い「是元と西方の星にして金の精なるがゆへに万物を殺伐することを司どる則終家に所謂三年塞是也 若し此方を犯し用ゆれば三年の中に死を受くる災ありと云う殊に百間の内を大に慎べし(下略)」と仮名曆略注に見えている。即ち大將軍とは三年塞と云われる方位の禁忌を司る神のことである、玉葉元暦三

年十二月六日の条に「自一昨日所犯大將軍方之隲等悉埋了、以在宣令修大將軍祭」と土木工事に際してその方位を犯した折にその災を防ぐために行われたのであった。

貞信公記天慶二年三月廿二日の条に「召惟香、武兼同可□兵乱事、武兼申天一式祭尤可宜者 仰可奉仕状了」とあり、又その五月十六日には「太一式於八省院修武兼」とある、兵乱鎮庄のため陰陽道の太一式祭が行われている、二占要略の太乙星の条によれば「太乙星は 其本位北天に在て八方に遊行し兵乱禍災生死を掌る、靈妙不可思議の一星なり」とある、即ち太乙星とは北天に在て八方に遊行すると考えられた架空の星であつて、その兵乱禍生死を掌るの所謂から兵乱鎮庄のための祈とされたのであらう、そして又吾妻鏡寛元二年五月三十日の条に於ては「是今年令当太一定分厄 給可被行厄御祈之由、助法印珍誓勘申也」と太一定分厄の除厄のためにこの太一式祭が行われている、太一定分厄とは、拾芥抄によれば三、九、十五、二十一、二十七、三十三、三十九、四十五、五十一、五十七、六十三等の年が、厄年として挙げられている。

以上のように平安中期以降に於ては、實在の星は勿論、架空の星や、星の精までが除災のために祭られたのであった。

三、平安時代に於ける星祭と仏教との関係

平安時代に於ける陰陽道の祭祓の發展は密教に於ける修法祈禱等の流行に負う所が多かった、真言宗の開祖たる空海は大同の頃既に祈雨のため神泉苑に請雨法を修し、星供等も行つてゐる、星供

とは仏教に於て不消を消除し福寿を増長するために本命星及当年属星を供養する法である、本命星とは北斗七星の中、其の人の生年に直る星を云うものであり元來は陰陽道の星辰思想より出たものである方輿秘伝集上の本命星操格之弁によれば「易に曰、天道立陰陽と云（中略）凡君臣父子の大倫夫婦朋友の奇偶も必此本命星の管る所にして吉凶の応驗甚だ明なるものと知るべし」と易經の述べる所に従つて本命星の重要な所以を説いている、当年星とは生年より次第に九曜を数えて其の人の年寿に直る星を云うもので、仏教の九曜思想より出たものと思われる、平安時代の初期に當る大同、弘仁の頃に於て既に仏教に於ける本命星並属星崇拜は強かつた、空海作と云われる荒神供の祭之中に「敬曰、一切三宝諸神神祇冥衆当年属星等而言」とあり、属星は天地の神祇や冥官と肩をならべて拝されている、この様な密教の本命星、属星崇拜より行われる星供の流行が、陰陽道に於ける属星祭の普及發展を助けたであらうことは何人にも頷きうることである。

延喜式に陰陽寮の行方祭の一つとして本命祭が挙げられている、この祭は仏教の本命星の思想と陰陽道の干支思想より出た本命日の思想とが結びついて行われるようになった祭である、即ち本命の殺精義上凡例によれば、「一に本命といふは兩般也 所謂干支本命」とあり陰陽道の本命祭は本命星と干支命の二つの意義する所によつて行われた、本命日に本命星を祭る星祭の一つである、御堂関白記寛弘五年の条に「仁統本命供初 光榮祭如常」とあり本命日に際し、陰陽道の本命祭と僧侶の本命供が同時に行われてゐる、即ち、本命祭と本命供は同じ目的によつて行われたのであつた、寛弘頃までは本命日に際しては陰陽道の本命祭が行われる

ことが常とされ、この頃から仏教に依る本命供がそれに加えられた、そしてやがて本命日に際しての本命祭は行われなくなり「本命供精進」と左経記長和二年九月二十八日の条にも見られるように、本命日には、本命供のみが行われるようになり、更に又師記寛治八年正月三十日の条には「依本命日 籠居小念誦如例」とあり、本命供も行われなくなり念誦がこれに代っている、やがてこの念誦も、玉葉の承平三年十月十日の記等に「本命日泰山府君祭也」と見られるように泰山府君祭に取って代られている。

台記別仁平元年八月七日の条に「拝北斗之時必有僧とあり、陰陽道に於ける北斗を拝する儀式の中にも次第に僧侶の手が加えられていったことを物語っている、そして白河法皇の頃から仏教に於ても北斗七星そのものを供養するようになり北斗供が行われるようになった。

又仏教に於て北斗七星は北辰、妙見菩薩、尊星王等としてあがめられた、七仏八菩薩所説大陀羅尼神呪經第二に、「我れ北辰菩薩を名づけて妙見と云う、今神呪をときて諸の国土を擁護せんと欲す、所作甚だ奇特なり、故に名づけて妙見と曰ふ、閻浮提に処し、衆星中の最勝神仙中の仙、菩薩の大將なり、光は諸菩薩を目し、曠く諸の郡生を濟ふ、大神呪あり胡奈波と名く、諸の国王を佐け災を消し敵を却くるは之に由らざることなし、若し能く上來の諸徳を修行せば我れ時に當り諸天王、諸天帝釈 伺命都尉 天曹都尉を率いて死を除き生を定め 罪を減じ福算を益増して寿を延ばすべし」とあり、妙見菩薩とは国土を擁護し災を消し敵を斥け、人々の福寿を増進する力をもった菩薩として考えられた、この様に仏教に於ても陰陽道に於けると同じ意味によって北斗は

崇拝された、仏教に在つてこの妙見菩薩を本尊として行う修法は妙見法、又は北辰法、尊星法と称され、除災や国土守護の他、眼病平癒の祈ともせられた。

仏教に於ける天文道は宿曜道である、その經典たる宿曜經は文殊菩薩の所説と云われ、我國には文德天皇の天安二年唐より帰朝した智証大師によって伝えられた、貞觀年中、陰陽師としては當代随一とされた滋岳川人は幾多の著書と共に指掌宿曜經と云う書を残している、この指掌宿曜經は陰陽師たる川人が当時中国より伝来して間もない宿曜道の思想を取上げて陰陽道の思想との融合を計つたものと考えられる、宿曜經の説く所は「過去七仏法華二十八品開題番々修行道理也、爰知 一切衆生 咸是過去七仏所成也、然二十八宿配当一年三百六十日、以生日宿可顯 一期吉凶者也」と七曜を過去七仏、二十八宿を法華二十八品に通ずるものなりとして、二十八宿の曜宿をもつて生日の宿をあらわし吉凶を期するものとしている、そして命業胎と云う三宿がこの經の肝要な所となつてゐる、宿曜經の説くこの説から「人倫受生 尊卑貧富寔雖業因之所酬 禍福榮衰猶是宿曜之所掌也」と信ぜられた、この「禍福榮衰猶是宿曜之所掌」の思想は陰陽に於ける本命星や属星の思想と共通なものを有して居り、このことから宿曜經の渡来は陰陽道の属星祭や本命祭の普及に拍車をかけたのであった。

仏教に於ては北斗の外に七曜とそれに羅喉、計都の二星を加えた九曜が崇拝せられた、「撮璣集上新編」外典陰陽の中には種々の陰陽道の祭と共に九曜祭の名が挙げられている、元來陰陽道に於ては九曜思想は存しないものであり、この九曜祭は仏教の九曜崇

拝の影響により生じたものと考えられる、又陰陽道の祭の中に計都星祭の名も見られるがこれも九曜祭と同様仏教思想より発した祭である。

「待中群要七」御祭等事の中には陰陽道の祭の一として鎮星祭の名が挙げられている、鎮星とは土星の事で、玉葉元暦元年八月八日の条には「以宿曜師晴仁 自今夜修鎮星供」とあり、本来鎮星は宿曜道によって祭られた星辰で、それがやがて陰陽師の手によっても祭られるようになったものと思われる。

四、星祭と陰陽道の他の祭祓との関係

平安中期の末から後期に亘って最も広く行われた陰陽道の祭に泰山府君祭があった、この祭は人の命の長短を知るものとせられた泰山府君を祭るもので、下字集天地によれば「泰山府君^{本地地藏天云輔星在地曰泰山府君}」と、元来は冥官たる泰山府君を「天に在りては輔星」と星辰の地位に置きかえて見ている、又梅花無尽蔵の中に於ては「在彼蒼則称泰山府君出厚地則名福祿寿星」と、泰山府君を福祿寿星なりと述べている元来は仏教の地獄思想からおこった泰山府君思想にもこのように星辰思想が加えられたのであった。

冥官を祭る陰陽道の祭の一つに天曹地府祭というのがあった、この星は仏教で云う冥道供に当るものである、台記久寿二年九月二十九日の条に載せられた冥道供の祭文によればその祭神とする所は「三界諸天 北斗七星 七曜九執 十二宮神 二十八宿 本命之神 当年属星 内外官大小星宿 刺又閻魔法王 泰山府君」と天曹地府の諸神と共に陰陽道、宿曜道の祭神がその名を列ねて

いる、即ち冥道供に際してまで星辰が祭られたのであった。

星祭は多くの場合その星辰の予告する災変防上のために行われた、しかし時には「而已光綱持来 三万六千神、天地災変等祭文草、共光範朝臣所草遊也、余見了返給、此祭文無御諱字云々 於玄宮北極 并泰山府君等 者在之云々」と玉葉建久二年四月三日の条に見られるように災変防上のため他の種々の祭と共に行われることもあった、又玉葉承安三年八月廿五日の条に於ては「今日又千度修祓 陪膳基輔役能業 時晴来云 今月廿三日曉寅時、歳星犯大微西蕃上将星^{相去三寸所} 天子御慎 又大臣慎又卅日以上 必有兵革大赦云々 又同時 月犯東井第三星^{相去一尺所} 天子御慎 女王有喪不出二年 又大水風雨難云々」と歳星や月の徴する災異を除するため當時漸く盛になりはじめた千度の祓が用いられている、この様に星辰の徴す災異に対して陰陽道の他の祭祓が用いられることもあったのであった。